令和4年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 ここシェルジュ SAPPORO 運営業務 企画提案仕様書の訂正について

(1) 仕様書 P17 「5 (6) イ 宅ママコーナー相談員」

修正前:配置期間は令和4年5月から令和5年3月31日までの週1回以上、

1回4時間以上とし、配置日数は年間を通じて46日以上とすること。

修正後:配置期間は令和4年5月から令和5年3月31日までの週1回以上、 1回4時間半以上とし、配置日数は年間を通じて46日以上とすること。

(2) 仕様書 P19 「10 契約金額の減額変更について」

修正前: 本事業の実施に当たって、利用者(申込者)がいない等の理由により以下に該当する場合は、契約金額の変更(減額)を行うものとする。

(1) 託児の実施日数が下記の日数を下回ること

ここシェルジュの個別相談(リラコワ利用者も含む)の託児が104日を下回った場合、またはセミナー及び各区における就労と保育の合同説明・相談会時の託児の合計日数が60日を下回った場合は、不足分の日数に提案書の概算費用の託児単価を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額から減額する。

- (2) 職場体験の実施日数が500日未満となること 職場体験の実施日数が500日を下回った場合、不足分の日数に 2,500円を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額から減額する。
- (3) 新たに保育所等に子どもを預けながら職場体験を行った日数が80日未満となること。

保育料が支給される職場体験の実施日数が 80 日を下回った場合、不足分の日数に 3,000 円を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額から減額する。

(4) 職場体験者数が60人未満となること

職場体験の実施人数が60人を下回った場合、不足分の人数に 2,500円を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額 から減額する。

(5)減額金額の活用について

上記(3)及び(4)の減額金額については、事前に書面により札幌市に事業計画の変更について申し出た上で承認を受けた場合、その他の用途に活用することを可能とする。

なお、変更後実績・支出額等については支出後速やかに報告する こととし、この手続きを経てその他の用途に活用した金額につい ては、契約金額からの減額は行わない。

修正後: 本事業の実施に当たって、利用者(申込者)がいない等の理由により以下に該当する場合は、契約金額の変更(減額)を行うものとする。

(1) 託児の実施日数が下記の日数を下回ること

ここシェルジュの個別相談(リラコワ利用者も含む)の託児が104日を下回った場合、セミナー及び各区における就労と保育の合同説明・相談会時の託児の合計日数が60日を下回った場合は、不足分の日数に提案書の概算費用の託児単価を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額から減額する。

- (2) 職場体験の実施日数が500日未満となること 職場体験の実施日数が500日を下回った場合、不足分の日数に 2,500円を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額から減額する。
- (3) 新たに保育所等に子どもを預けながら職場体験を行った日数が80日未満となること。

保育料が支給される職場体験の実施日数が80日を下回った場合、不足分の日数に3,000円を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額から減額する。

(4)減額金額の活用について

上記(3)の減額金額については、事前に書面により札幌市に 事業計画の変更について申し出た上で承認を受けた場合、その他 の用途に活用することを可能とする。

なお、変更後実績・支出額等については支出後速やかに報告することとし、この手続きを経てその他の用途に活用した金額については、契約金額からの減額は行わない。